

[事案 28-327] その他

・平成 29 年 3 月 1 日 不受理決定

<事案の概要>

保険会社の不動産投資に関して、申立人が考える改善策等の腹案を採用し、再発防止に役立てること、相手方が本件物件を売却する過程において違法性の疑いのある不適切な行為を行った結果、申立人は正当な業務遂行を阻害され、得べかりし利益であったコンサルティング手数料を喪失したため、正当な補償をすることおよび早急に誠意ある話し合いによる解決を尽くすことを求めて、申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、申立人は、生命保険契約等契約上の権利を有していないこと、保険会社の保有資産の売却は保険会社の経営判断に属するものであること、さらに経営判断の違法性について判断する際には、厳格な証拠調べ手続が必要であるが、当審査会において申立人の請求について事実認定を行うことは著しく困難もしくは不可能であること等から、業務規程第 24 条 1 項に基づき、申立てを不受理とした。